

【ひたちマイホーム取得助成事業のご案内】

※令和5年・6年度に新築住宅を取得契約したかた

日立市

令和7年度

日立市に「住みたい」「住み続けたい」という子育て・若年夫婦を応援するため、市内に新築・建売住宅を取得又は増築をされたかたを対象に、費用の一部を助成します。

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

助成額
20万円

令和5年4月1日以降に中古住宅
又はマンションを購入した方は
裏面をご覧ください

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - (a) 申請日又は契約日時点で、18歳未満の子等を有する世帯
 - (b) 申請日又は契約日時点で、夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦
 - (c) 住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満のかた
- ② 原則として、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに新築・建売住宅の取得等に関する契約を書面で締結していること
- ③ 助成申請日までに取得する住宅〔建物〕の所有権保存登記及び住民登録が完了していること
- ④ 取得する住宅の居住部分の床面積が50㎡以上(増築の場合は居住部分の増床が10㎡以上)であること
- ⑤ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること
- ⑥ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと
- ⑦ 同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成(※1)を受けていないこと

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

※1 他の公的制度

国の補助金制度(「子育てエコホーム支援事業」「こどもエコすまい住宅支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」)、「ZEH支援事業」「地域住宅グリーン化事業」などのほか、市の「山側住宅団地住み替え促進事業」等が該当します。
併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

手続の流れ

1 住宅の引渡し・登記(所有権の保存)・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。

※紙の申請書は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または、市のHPからもダウンロードできます。

2 申請(令和7年度申請期限: 令和8年3月16日(月))

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「ひたちマイホーム取得助成事業助成申請書(様式第1号)」
- ② 「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」の写し(建物の所在地番、延べ床面積、取得金額、契約日、注文者及び請負者等が確認できる部分)
- ③ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ④ 住宅の不動産登記(建物の全部事項証明書など)
(申請者と所有権の保存名義人が同一であること)
- ⑤ 振込先口座の通帳またはキャッシュカード等の写し

3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。
同時に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。
(申請から1か月程度かかります。)

電子申請をご活用ください!

お持ちのスマートフォンやパソコンで申請できるようになりました。(紙の申請書は不要)
左記②～④の書類を全て揃え(PDFまたは画像ファイルに変換してください)
下記QRコードから申請してください。

(申請フォーム)

※電子申請が不可能な場合は、
紙の書類を一式揃えて
提出してください。



【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課
(本庁5階 山側)
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電話 0294-22-3111 (内線247/583)
FAX 0294-21-7750
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

助成金の詳細はHPを
ご覧ください

